

消費者安全法の事故情報の通知制度等について

消費者庁消費者安全課



消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁・地方公共団体等

消費者相談窓口
国民生活センター
消費生活センター等

消費者安全法に基づく通知

消費者事故等の通知

PIO-NET情報
(全国消費生活情報
ネットワークシステム)

事業者

消費生活用製品安全法
に基づく報告

重大製品
事故の報告
(消費生活用製品※)

事故情報データバ
ンク参画機関

医療機関ネット
ワーク参画機関

個別法によらない任意の情報提供

事故情報
の提供

事故情報
の提供

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。

消費者庁（事故情報を一元的に集約し、分析）→

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)

事故情報のWeb掲載等

・定期公表
・事故情報データベース

閲覧

注意喚起情報の公表等

記者発表

周知依頼

対応要請
周知依頼等

調査の申出

マスメディア

地方公共団体

事業者団体/
会員企業

SNS

子ども安全メール

報告書等の
公表

消費者

国の行政機関や地方公共団体に対して、消費者事故等の発生の情報を得たときに、内閣総理大臣（消費者庁）への事故の情報について通知を義務付けるもの

【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できるものになっていないという課題の指摘を踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備（2009年）し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる

- **重大事故等※の通知**（※死亡、30日以上 の傷病、一酸化炭素中毒、火災等）
行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、**重大事故等が発生した旨の情報**を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要を通知しなければならない。

（消費者安全法第12条第1項）

- **消費者事故等（重大事故等を除く。）の通知**
行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、（略）被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要を通知するものとする。

（消費者安全法第12条第2項）

消費者事故等（第2条）

生命身体事故等（第5項第1・2号）

※ 消費者による商品・製品・施設・役務（サービス）の使用又は利用において次の事案が該当

■ 消費者の生命・身体について一定程度の被害が発生した事案

- ・死亡
- ・治療に1日以上かかる負傷、疾病
- ・一酸化炭素中毒

※ 消費安全性を欠く商品又は役務等の消費者による使用等が行われた事態であって、上記のような被害が発生するおそれのあるもの

財産に関する事態（第5項第3号）

※ 虚偽又は誇大な広告等消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為が事業者により行われた事態

重大事故等（第7項）

■ 生命身体事故等のうち、被害が重大なもの

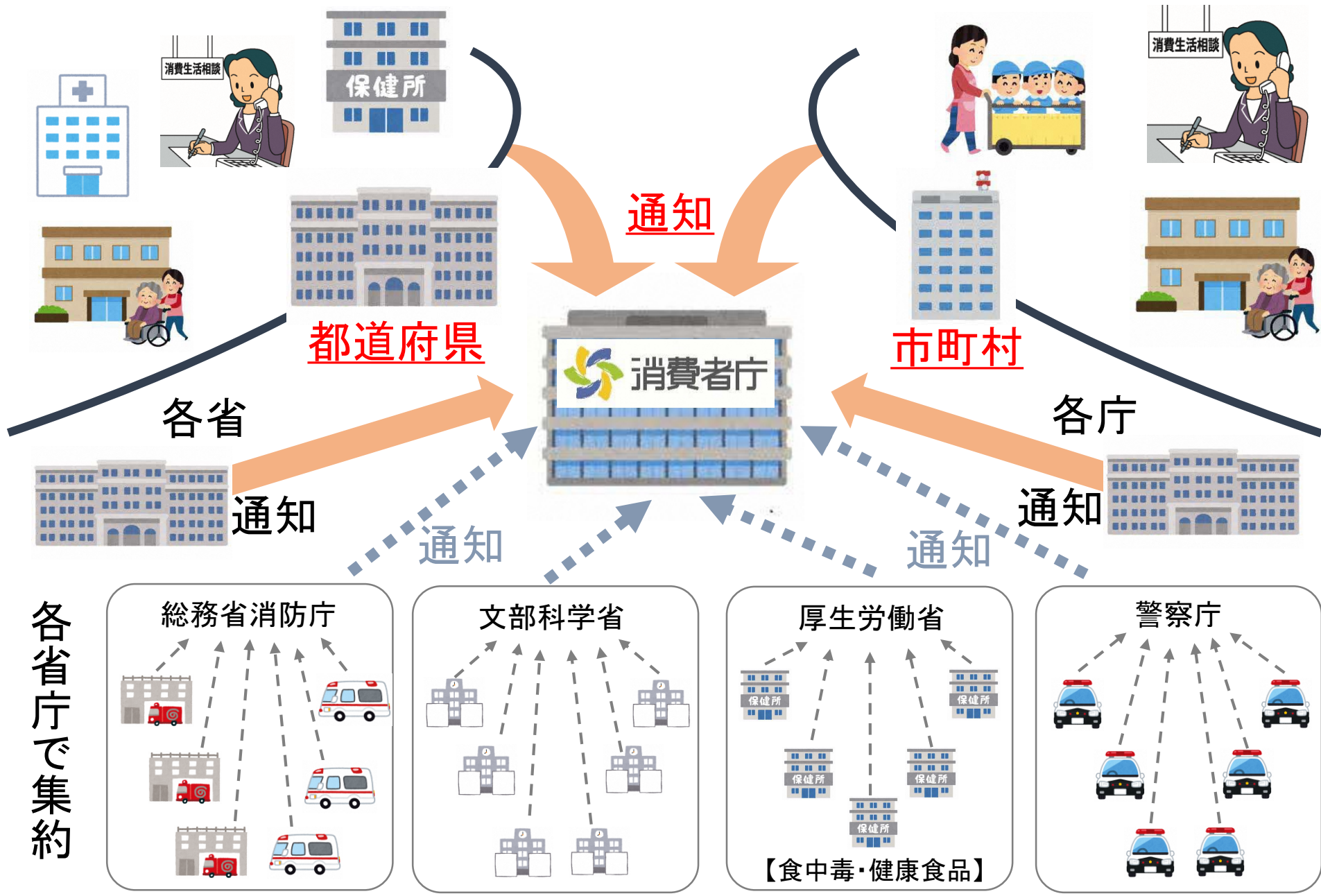
- ・死亡
- ・治療に30日以上かかる負傷
- ・内閣府令で定める程度の身体障害が残る負傷、疾病
- ・一酸化炭素中毒

■ 重大な生命身体事故等が発生するおそれのあるもの

- ・製品、役務の使用等における火災、窒息等の発生

多数消費者財産被害事態（第8項）

※ 財産に関する事態のうち、一定の行為が事業者によって行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ又は生じさせるおそれのあるもの



各地方自治体は、通知手順（①どの部署が消費者庁に通知するか、②出先機関を含めてどのようなレポーティングラインで消費者事故等に係る情報を集約するか）を定め、消費者庁に報告しております。消費者庁への消費者事故等の通知に当たっては、その手順をご確認いただきますようお願いいたします。

別紙

令和3年度 都道府県等における消費者事故等（生命・身体被害分野）の通知
手順の状況について

消費者庁消費者安全課
令和3年11月18日

標記について、「令和3年度 地方消費者行政の現況調査」（調査時点は令和3年4月1日）による都道府県等における通知手順の調査結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

記

通知手順	回答数	
	都道府県	政令市
(1) 消費者事故等の情報を得た部局がそれぞれ消費者庁に通知する。	31	15
(2) 消費者事故等の情報を一旦消費者行政担当部局（消費者行政担当課や消費生活センター等）に集約した上で、消費者庁に通知する。	12	4
(3) 消費者事故等の情報のうち、重大事故等の通知については、消費者事故等の情報を得た部局において消費者庁に通知し、重大事故等を除く消費者事故等の通知については、消費者行政担当部局（消費者行政担当課や消費生活センター等）に集約した上で消費者庁に通知する。	3	1
(4) その他	1	0
合 計	47	20

※地方公共団体別の通知手順は別紙参照

以上

都道府県・政令指定都市別回答一覧

都道府県名	回答	都道府県名	回答	政令指定都市名	回答
北海道	(2)	滋賀県	(2)	札幌市	(1)
青森県	(1)	京都府	(1)	仙台市	(2)
岩手県	(1)	大阪府	(1)	さいたま市	(3)
宮城県	(1)	兵庫県	(1)	千葉市	(1)
秋田県	(1)	奈良県	(1)	横浜市	(1)
山形県	(2)	和歌山県	(1)	川崎市	(1)
福島県	(1)	鳥取県	(1)	相模原市	(1)
茨城県	(1)	島根県	(2)	新潟市	(2)
栃木県	(1)	岡山県	(1)	静岡市	(1)
群馬県	(1)	広島県	(1)	浜松市	(1)
埼玉県	(1)	山口県	(1)	名古屋市	(2)
千葉県	(1)	徳島県	(2)	京都市	(1)
東京都	(3)	香川県	(1)	大阪市	(1)
神奈川県	(1)	愛媛県	(1)	堺市	(1)
新潟県	(4)	高知県	(2)	神戸市	(1)
富山県	(3)	福岡県	(1)	岡山市	(2)
石川県	(1)	佐賀県	(1)	広島市	(1)
福井県	(1)	長崎県	(3)	北九州市	(1)
山梨県	(2)	熊本県	(1)	福岡市	(1)
長野県	(2)	大分県	(2)	熊本市	(1)
岐阜県	(1)	宮崎県	(1)		
静岡県	(1)	鹿児島県	(2)		
愛知県	(2)	沖縄県	(2)		
三重県	(1)				

【参考・回答集計】

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
都道府県	31	12	3	1	47
政令指定都市	15	4	1	0	20
市区町村*	927	579	56	167	1,729
計	973	595	60	168	1,796

*市区町村には、消費行政を推進している特別地方公共団体（広域連合、一部事務組合）を含みます。

消費者事故等該当性の判断について（イメージ）

